定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月十三日

神奈川県平塚市南金目九二五番地

曽我の屋農興株式会社

代表取締役　野上　元彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月十三日

横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

東京近海油送株式会社

代表取締役　山崎　禎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年二月十三日

福岡市中央区高砂二丁目一一番二九号

新英通信工業株式会社

代表取締役　中垣　正二

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月十三日

徳島県三好市三野町清水六四八番地

株式会社大川組

代表取締役　平尾　崇

合併につき株券等提出公告

当社は、サン・スマイルホールディング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年三月二十日までに当社にご提出下さい。

平成三十年二月十三日

東京都港区六本木三丁目五番二七号

株式会社サン・スマイル

代表取締役　田中　徳也

限定承認公告

本籍東京都足立区東綾瀬一丁目二五番、最後の住所東京都足立区東和三丁目六番三号

被相続人　亡　岸田　崇

右被相続人は平成二十九年十月二十五日死亡し、その相続人は平成三十年二月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十三日

東京都足立区東和三丁目六番三号

相続財産管理人　岸田　友子

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市喜入町二一八番地四、最後の住所兵庫県宝塚市鹿塩二丁目一八番三―一〇六号

被相続人　亡　中釜　淳雄

右被相続人は平成二十九年十一月二十二日死亡し、その相続人は平成三十年一月三十一日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十三日

神奈川県大和市柳橋二丁目一五番地一九

ラフェスタ桜ヶ丘三〇三

相続財産管理人　中釜　祐一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十億五千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。効力発生日は平成三十年三月十五日であり、社員総会の決議は、平成三十年二月九日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年八月二日付官報の号外第一六八号二十八頁に掲載されています。

平成三十年二月十三日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号

メック都市開発1号特定目的会社

取締役　見上　正美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十九年四月十七日付官報の号外第八十四号三十五頁に掲載されています。

平成三十年二月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

東陽町特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を十億円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

平成三十年二月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Sakura Logistics特定目的会社

取締役　北川　久芳

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成三十年一月一日厚生労働大臣より解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月十三日

大阪府吹田市西御旅町五番八号

日本触媒企業年金基金

清算人　樋上　敏明

取消公告

平成二十九年八月二十九日掲載の左記会社に係る合併公告は取り消します。

平成三十年二月十三日

東京都港区北青山二丁目五番八号

（甲）日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社

代表社員　オラクルＣＡＰＡＣサービシズ・ユーシー

職務執行者　金子　忠浩

東京都港区北青山二丁目五番八号

（乙）ネットスイート合同会社

代表社員　オラクルＣＡＰＡＣサービシズ・ユーシー

職務執行者　金子　忠浩

正誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十九年三月三十一日（号外第六十九号）

公布総務省令第十九号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則）

（原稿誤り）

一一一	上	一九	第四十七条第二項	第四十七条第一項及び第二項
〃	下	一二	第二条第二項	第二条第一項

同日（同号外）公布総務省令第二十号（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則）

（原稿誤り）

一一一	下	終りから五	第四十七条第二項	第四十七条第一項及び第二項
一一二	上	〃　九	第二条第二項	第二条第一項

平成二十八年十月五日（号外第二百二十号）個人情報保護委員会規則第三号（個人情報の保護に関する法律施行規則）

（原稿誤り）

一四	上	終りから一九	第四十七条第二項	第四十七条第一項及び第二項
〃	下	五	地方公務員等共済組合法規程	地方公務員等共済組合法施行規程
〃	〃	七	〃	〃
〃	〃	八	〃	〃
〃	〃	九	〃	〃
二一	〃	〃	第二条第二項	第二条第一項

平成二十八年十一月三十日（号外第二百六十五号）個人情報保護委員会告示第六号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編））

（原稿誤り）

一一	下	終りから一一	第47条第２項	第47条第１項及び第２項
一二	上	三	地方公務員等共済組合法規程	地方公務員等共済組合法施行規程
〃	〃	五	〃	〃
〃	〃	七	〃	〃
〃	〃	九	〃	〃
一三	〃	〃	第２条第２項	第２条第１項
〃	下	二	第２条第２項	第２条第１項
〃	〃	七	〃	〃

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十三日付第二九号六四　ページ●同日付政府調達第二七号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）